

入退会等に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 6 月 2 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条に定める入退会のほか、会員の異動について適正な会員管理を行うことを目的とする

第 2 章 会員の異動

(入会)

第 2 条 本会に入会しようとする者は、会長に対し、所属する都道府県技師会を経由して入会申請を行い、初年度会費を所定の納入方法により本会に納めるものとする。

(入会日)

第 3 条 入会日は、前条による入会申請により、理事会承認を受け、会費等を納入した日とする。

(異動)

第 4 条 会員は、入会時に届出た事項に異動が生じた場合、速やかにその旨を所属する都道府県技師会を経由して本会へ届け出るものとする。

(退会)

第 5 条 定款第 10 条の定めにより本会を退会しようとする者は、所属する都道府県技師会を経由して退会届を本会へ提出するものとする。但し、退会までの未納会費は本会への債務として残存する。

(退会日)

第 6 条 退会日は、前条による退会届により会長が退会届を受理した日とする。

(会員の資格喪失)

第 7 条 定款第 9 条第 3 項による資格喪失の日は、理事会が資格喪失を承認した日とする。

(除名)

第 8 条 定款第 11 条の規定による除名の日は、同条に定める総会で議決された日とする。

2 会長は前項により除名された者に対して、氏名、会員番号、除名理由および除名日を本

人に通知するものとする。

第3章 雑則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第10条 この規程の定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月2日に改正、施行する